七　投資の対象とするデリバティブ取引に係る権利のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における評価額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率
八　投資の対象とする不動産、不動産の賃借権又は地上権の主な種類
九　投資の対象とする金銭債権のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における債権の総額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率
十　投資の対象とする手形のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における債権額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率
十一　投資の対象とする令第三条第八号に掲げる特定資産又はこれらに類似する資産のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における総額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率
十二　投資の対象とする令第三条第九号に規定する商品のうち、主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における時価総額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率
十三　投資の対象とする商品投資等取引に係る権利のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における評価額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率
十四　当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類において運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法（法第五十九条において準用する法第十四条第二項に規定する電磁的方法をいう。）により提供する旨を定めている外国投資信託にあっては、その旨及び運用報告書に記載すべき事項を閲覧するために必要な情報
十五　運用報告書は受益者の請求により交付される旨及び受益者が当該請求をするために必要な情報
十六　前各号に掲げるもののほか、当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の表示事項（当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される当該書面につき特段の定めのない場合においては、第五十八条の二第一項各号に掲げる表示事項に準ずる事項）

4　外国投資信託の受益証券の発行者は、当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間の終了後及び信託の契約期間の終了後、遅滞なく、当該外国投資信託に係る投資信託財産に係る前項各号に掲げる事項を記載した書面を作成しなければならない。

（投資法人の計算に関する規則の一部改正）

第五条　投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　評価・換算差額等（第三十一条）」を「第四節　評価・換算差額等（第三十一条の二）」に改める。

第二条第一項中「投資主」の下に「、新投資口予約権」を、「、投資主」の下に「、新投資口予約権」を加え、同条第二項第二十八号中「第百三十六条」を「第百三十六条第一項」に改める。

第十五条第一項中「第八十八条第三項」を「第八十条第五項」に改め、同条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　新投資口予約権の行使があった場合

第十六条の次に次の二条を加える。

（新投資口予約権の行使があった場合）

第十六条の二　新投資口予約権の行使があった場合には、出資総額増加額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　行使時における当該新投資口予約権の帳簿価額

二　法第八十八条の十七第一項の規定により払込みを受けた金銭の額（次のイ又はロに掲げる場合における金銭にあっては、当該イ又はロに定める額）

イ　外国の通貨をもって金銭の払込みを受けた場合（ロに掲げる場合を除く。）　当該外国の通貨につき行使時の為替相場に基づき算出された額

ロ　当該払込みを受けた金銭の額（イに定める額を含む。）により出資総額増加額を計算することが適切でない場合　当該金銭の当該払込みをした者における当該払込みの直前の帳簿価額（法第八十条の二第二項において準用する法第百三十八条第一項に規定する義務を履行する投資主に対して投資口を交付すべき場合）

第十六条の三　投資法人が当該投資法人の投資口を取得したことにより生ずる法第八十条の二第二項において読み替えて適用する法第百三十八条第一項に規定する義務を履行する投資主（投資主と連帯して義務を負う者を含む。）に対して当該投資主から取得した投資口に相当する投資口を交付すべき場合には、出資総額増加額は、零とする。

2　前項に規定する場合には、同項の行為後の出資剰余金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　前項の行為の直前の出資剰余金の額

二　前項の投資主（投資主と連帯して義務を負う者を含む。）が投資法人に対して支払った金銭の額

第十九条第二項中「処分」の下に「又は消却」を加え、同条に次の二項を加える。

3　投資法人が自己投資口の処分をする場合には、自己投資口の処分後の出資剰余金の額は、当該自己投資口の処分の対価の額が当該自己投資口の帳簿価額を上回る場合においては、当該自己投資口の処分の対価の額から当該自己投資口の帳簿価額を控除して得た額が増加し、当該自己投資口の帳簿価額が当該自己投資口の処分の対価の額を上回る場合においては、当該自己投資口の帳簿価額から当該自己投資口の処分の対価の額を控除して得た額（以下「自己投資口処分差損額」という。）が控除前の出資剰余金の額を限度として減少するものとする。

4　投資法人が自己投資口の処分をする場合には、自己投資口の処分後の出資総額は、自己投資口処分差損額のうち出資剰余金の額から控除をしてもなお控除しきれない金額がある場合における当該控除しきれない金額が減少するものとする。

第二十条第一項中「第百三十六条第一項」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「出資総額は」の下に「、前款に定めるところのほか」を、「法」の下に「第八十条第五項、」を、「第百二十五条第三項」の下に「、第百三十六条第二項」を、「又は」の下に「消却をした投資口に相当する額のうち出資剰余金の額から控除をしてもなお控除しきれない金額がある場合における当該控除しきれない金額、金銭の分配に係る計算書に基づき控除する損失に相当する額のうち出資剰余金の額から控除をしてもなお控除しきれない金額がある場合における当該控除しきれない金額若しくは」を加える。

第二十一条第一項中「第一款」の下に「、前款」を加え、同条第二項中「額は、」の下に「前款及び」を、「法」の下に「第八十条第五項、」を、「第百二十五条第三項」を、「限り」の下に「、消却をした投資口に相当する額」を、「払戻しをした投資口に相当する額」の下に「、金銭の分配に係る計算書に基づき控除する損失に相当する額」を加え、同条第三項中「前項」を「前款、前項」に改める。

第二編第三章に次の一節を加える。

第五節　新投資口予約権

第三十一条の二　投資法人が新投資口予約権を発行する場合には、当該新投資口予約権と引換えにされた金銭の払込みの金額（金銭の払込みを受けていない場合にあっては零）その他適切な価格を、増加すべき新投資口予約権の額とする。

2　前項に規定する「投資法人が新投資口予約権を発行する場合」とは、新投資口予約権無償割当て（法第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てをいう。）をする場合において新投資口予約権を発行する場合をいう。

3　次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額を、減少すべき新投資口予約権の額とする。

一　投資法人が自己新投資口予約権（法第八十八条の十二第一項に規定する自己新投資口予約権をいう。以下同じ。）の消却をする場合　当該自己新投資口予約権に対応する新投資口予約権の帳簿価額

二　新投資口予約権の行使又は消滅があった場合　当該新投資口予約権の帳簿価額